

米軍統治期の「琉球列島」における「外国人」（「非琉球人」）管理体制の一側面

1952年7月実施の永住許可措置を中心として

土井 智義十

はじめに

1 第1次出入管理令成立までの「外国人」管理に関わる制度について

1-1 出入管理について

1-2 「外国人」の居住に対する管理について

2 警出第556号による「永住関係願書」の分析

2-1 誰が永住申請を行ったのか？

2-2 第1次出入管理令成立のインパクト

おわりに

はじめに

小論では、米軍統治期の「琉球列島」¹における「外国人」（「非琉球人」）管理政策の一側面を、資料紹介を主軸として記述していきたい。対象とする主な時期は、1953年1月制定の琉球列島米国民政府布令第93号「琉球列島出入管理令」（以下では、第1次出入管理令と略記する）の成立前後とする。第1次出入管理令とは、米軍が沖縄占領以来はじめて被占領者のなかに「国民」（「琉球住民」）と「外国人」（「非琉球人」）との区別を画定した布令で、「非琉球人の琉球列島出入に關すを[ママ]管理及び手續並びに登録を制定することをその目的とする」ものである（〔 〕内は筆者による補足、以下同じ）²。この布令では、「琉球住民」と「非琉球人」の定義とともに「駐留軍要員(Occupation Personnel)」も定義されており、「駐留軍要員」の出入管理等が「非琉球人」を管理する法から離れ、軍の規定に従うことが規定されている³。さらに「非琉球人」の在留資格の種類や強制送還の事由、

十どい・ともよし（公財）沖縄県文化振興会公文書管理課公文書嘱託員

¹ 本稿では、現在の「沖縄県」を構成する地域に対する米軍統治期における呼称として、「琉球列島」という語を採用する。その理由は、米国がこの島々の公称を「琉球列島」とし、「琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）」「琉球政府（The Government of the Ryukyu Islands）」というように占領者と被占領者双方の政体にこの名が刻まれていたからということもあるが、それよりもむしろ現在の「沖縄県」のかたちが、まさに米軍統治期においてこそ画定されたことに注目したいからである。「琉球列島」という語を用いることで、「沖縄県」の現在の領域が、米国によって、奄美群島（トカラ列島も含めた）の編入と再分離、そして戦前は企業統治によって別の施政領域を形成していた大東諸島が統合された結果として構成されていることを強調したいと思う。米軍占領以降という歴史意識に依拠するならば、施政権返還後の「沖縄県」は、琉球王国や戦前の沖縄県からの延長線上に単純に位置するわけではないと考えるべきである。

² 米軍統治下の「琉球列島」における米国側の法令等に関しては、特に注記する場合を除き、月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（ ）（ ）』（池宮商会 1983年）およびGEKKAN OKINAWA SHA, ed., Laws and Regulations during the U.S. Administration of Okinawa（ ）（ ）（Ikemiya Shokai & CO.,1983?）を参照した。

³ 第1次出入管理令では、被占領者のなかで「国民」として位置づけられる主体を「琉球列島居住者[Residents of the Ryukyus]」とし、一方、「外国人」として位置づけられる主体を「非琉球人(all persons other than occupation personnel and residents of the Ryukyu Islands)」、すなわち「駐留軍要員」と「琉球列島居住者」以外の全ての者、あるいは「非駐留軍要員[Non-occupation personnel]」と定義している。本稿では「国民」にあたる主体をさす名称として、「琉球列島居住者」ではなく、米軍統治期の基本法令の一つであった米国民政府布令第68号「琉球政府章典」においてRyukyuanの訳語として採用され、多くの行政文書にも現出する「琉球住民」を用いる。

年齢制限なき「外人登録(alien registration)」等も定められている。

当該期の「琉球列島」における「外国人」管理問題、また被占領者のなかに構築された「国民」/「外国人」という階層化された主体の編制を考察するにあたって、まず留意すべきことは、「国民」と「外国人」とを分かつ境界線が日本国籍の有無にはないという事実である。第1次出入管理令では、「琉球住民」を「1945年9月2日以前から引続き北緯29度以南の琉球列島に居住した者」と「戸籍上の住所を琉球列島内に有し、且つ、1945年9月2日以降永住の目的をもって琉球列島にはいることを副長官により許可された者又は許可される者」としている。一方、「非琉球人」は「非駐留軍要員」とも換言され、「商用者、特許企業者、被免許人、請負業者及びその被雇用者、文化関係者、宣教師、訪問者並びに観光客をも含み、その他国籍いかんにかかわらず、副長官の許可を得て一時的に又は半永久的在留のためにはいった者及びその被扶養者」とされている⁴。つまり、「琉球住民」とは、戸籍や国籍にかかわらず戦前から「琉球列島」に暮らす住民と、「琉球列島」とされた沖縄県あるいは鹿児島県大島郡に戸籍をおく者で米軍が主体となって実施された送還政策および同政策の終了(1949年3月)以降に来島し、副長官から永住を許可された者のことだと考えられる。一方、「非琉球人」とは、「外人登録の主な対象は本土人」との報道があるように、主に基地建設工事などで1950年から来島した「本土」からの労働者たちであるが⁵、「琉球列島」に戸籍があっても米軍から永住許可を受けないかぎり、「琉球列島」に生まれ育ち引揚げてきた者であっても、指紋押捺や「外人登録証」の常時携帯などが義務づけられ、「非琉球人」という「外国人」の範疇に括られていたのである。

ところで、1954年2月には第1次出入管理令を改廃し、その後続として米国民政府布令第125号(以下では、第2次出入管理令と略記する)が制定された。施政権返還まで効力をもっていたこの第2次出入管理令では、「琉球住民」を「琉球列島に本籍を有し、且つ琉球に現在居住している者」とする一方、「非琉球人」の定義は条文に存在していない。しかし、布令の目的に「米軍要員」と「琉球住民」以外のすべての者を対象とすることが明記されており、これこそが「非琉球人」と呼ばれる者であることは明らかである。つまり、「琉球列島」に戸籍をもつか否かで、被占領者のなかに「琉球住民」と「非琉球人」との区別が画定されるようになったのである。その結果、1954年2月以降、「琉球列島」(現在の沖縄県に相当)に戸籍を持たぬ人びとが、「非琉球人」として「外国人」管理制度に掌握されることとなった。主な対象者は、前年12月に施政権返還がなされた奄美籍者であった。在沖奄美籍者以外では、戦前から沖縄に居住する「本土」籍者や旧植民地の台湾籍者、さらに「琉球人」という差別を逃れるためなど様々な事情で「本土」に籍を移していた元沖縄籍の人びともこの「非琉球人」とされたのである(「琉球住民」と「非琉球人」の定義については、表1も参照のこと)。

このように米軍統治期の「琉球列島」における「外国人」問題とは、日本「本土」のように「在日朝鮮人」など、日本の旧植民地出身者をその主な対象とするあり方とは大きく異なっている。また、「琉球住民」/「非琉球人」という主体編制の根幹を担う出入管理令が、同時に「米軍要員」という占領者を定義づける場でもあり、それが「国民」と「外国人」を区別する領域から超越することが定められていたことも重要である。米軍が新たに鑄造した「琉球列島」という場所に存在する人びと(占領者、地元住民、移住民など)を、どのような主体として再編制していくのかという政治的な課題が、

⁴ 第1次出入管理令では「非琉球人」を、注3で記したように、「琉球列島」に現住する者から「駐留軍要員」と「琉球住民」を差し引いた残余とするものと、「非駐留軍要員」とする二つの定義が混在している。当然ながら、両者は矛盾する。「駐留軍要員」でも「琉球住民」でもないが、さらに「非駐留軍要員」でもないという存在があり得るからである。後述の第2次出入管理令では、「非駐留軍要員」という範疇がなくなり、この矛盾が解消されている。

⁵ 「抄らぬ『外人登録』」『琉球新報』1953年3月24日。

まさにこの出入管理令には集約されているのである⁶。

「琉球列島」に現住する者を区別すること自体は、第1次出入管理令が定められるまでも例えば1949年6月制定の琉球諸島軍政府布令第1号「刑法並に訴訟手続法典」（いわゆる集成刑法）等において行われていた。だが、そこで定義された主体とは、占領者の「占領軍(Occupation Forces)」と被占領者の「人(Person)」という二つの主体についてだけであり、いまだ被占領者のなかに「国民」と「外国人」という階層化が実施されてはいなかったのである。しかしながら、後述するように第1次出入管理令の成立までも、ある特定の人びとを「外国人」として占領行政の対象とする暫定措置等が行われていた。こうした暫定措置を辿りなおす作業は、米軍統治のなかで支配される人びとがどのように分類・管理されてきたのかという点を明らかにし、被占領者のなかに刻まれた「国民」/「外国人」という編制を歴史的にとらえるためにも必要なことであるだろう。本稿では、第1次出入管理令の成立以前の1952年7月に「外国人」の永住許可に関わる措置を扱った警出第556号⁷に基づく申請関係文書を綴った「永住関係願書」(R00023506B～R00023510B)を紹介しつつ、上記の課題に答えるための資料提供を行いたい。

表1 「琉球住民」と「非琉球人」の定義

	第1次出入管理令 (米国民政府布令第93号)	第2次出入管理令 (米国民政府布令第125号)	備考
制定	1953年1月7日	1954年2月11日	
琉球住民 (布令上の定義)	・1945年9月2日以前から引続き北緯29度以南の琉球列島に居住した者及び戸籍上の住所を琉球列島内に有し、且つ、1945年9月2日以降永住の目的をもって琉球列島にはいることを副長官により許可された者又は許可される者(4条)	・琉球列島に本籍を有し、且つ琉球に現在居住している者(3条)	・第2次出入管理令では、沖縄に戸籍があれば、「琉球列島」に入域すると住所がなくても「琉球住民」として扱われた
	主な対象者 ①戦前からの居住者(国籍・戸籍は不問) ②送還政策および同政策終了以降に来島した「琉球列島」籍者で副長官より永住許可を認可された者またはされる者	①沖縄県に籍をもつ者	
非琉球人 (布令上の定義)	・駐留軍要員と琉球住民以外の全ての者(1条) ・商用者、特許企業者、被免許人、請負業者及びその被雇用者、文化関係者、宣教師、訪問者並びに観光客をも含み、その他国籍いかんにかかわらず、副長官の許可を得て一時的に又は半永久的在留のためにはいった者及びその被扶養者(3条「非駐留軍用員」)	・米軍要員と琉球住民以外の全ての者(1条)	・第1次出入管理令では、「非琉球人」に関して、1条と3条で矛盾が生じる恐れがあった。しかし、第2次出入管理令でこの矛盾が解消される
	主な対象者 ①「本土」から軍関係工事等の労働者	①戦後に来沖した奄美籍者	

月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅰ)～(Ⅳ)』(池宮商会 1983年)等より作成

⁶ 言うまでもなく、この政治的課題は、施政権返還後の「沖縄県」を含めた日本の「外国人」管理政策と、日米地位協定において米軍が日本の国内法から超越しつづけるあり方のなかに継続しているのである。

⁷ 警察局出入管理課による永住許可の取扱規定。

1 第1次出入管理令成立までの「外国人」管理に関わる制度について

本節では、米軍による沖縄占領から第1次出入管理令ができるまでに実施された「外国人」管理にかかわる制度について、「琉球列島」への出入管理にかかわる制度と、「外国人」が「琉球列島」に居住することに対する管理という二つの側面から辿り、その流れのなかに警出第556号を位置づけていく。ただし、ここでは沖縄本島とその周辺離島から成る沖縄群島を中心に見ていくこととする（文末の表2の年表も参照のこと）。

1 - 1 出入管理について

米軍は沖縄に上陸を開始すると、米国海軍軍政府布告第1号「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ」（いわゆるニミツツ布告）を発して占領した地域から順次日本の施政権を停止、全権を掌握していった。その後、米軍は米国海軍軍政府布告第2号「戦時刑法」を制定したが、この「戦時刑法」による規定こそが米軍統治期の「琉球列島」における出入管理の嚆矢となる。同布告は「米国軍の安全並其の占領区域の秩序安寧を期す為」に公布されたもので、「戦時」という戒厳令的な名称に顕現するように、交戦状態において開始された米軍占領の性格をよく示すものであった。出入管理に関する項目としては、同布告第2条「禁錮及罰金」において「追って通告なき限り日没後より日の出前時迄の外出禁止時間中正当なる許可なくして自宅より外出する者」（29項）、「爾後公布されるべき規定を除く外飛行機、舟艇又はその他如何なる方法に依りても海辺より離去する者」（30項）、「軍政府の許可なくして従来在住する島を退去する者」（39項）を処罰することが規定されていた。すなわち、日本「本土」など「琉球列島」以外の地域への移動はもちろんのこと、奄美や先島といったほかの群島間、さらには沖縄本島内であっても収容所あるいは住民の帰還が許された村落間の移動に至るまで厳しく制限されていたのである。やがて、軍と民警察との折衝の結果、徐々に移動制限が緩和され、最終的には1948年3月9日付の特別布告第27号によって住民に対する通行取締が廃止となり、米軍施設以外の民間地区ならば住民の自由通行が可能となった⁸。

一方、「琉球列島」内部での群島間の移動については、1946年9月に軍からの指令により、各群島の民政府による許可制によって移動が認められていたが⁹、1950年3月施行の琉球列島米国軍政府布令第2号「海運規則」をもって群島間の渡航制限が撤廃された¹⁰。

次に「琉球列島」外部との出入管理について見てみることにしたい。

米軍による沖縄占領以来、全面的に禁止されていた「琉球列島」への出入域は、やがて送還による場合にのみ認められるようになった。まず「琉球列島」への送還について日本「本土」からのものに限って言及したい。当初の送還は非計画的に沖縄群島への入域を除いて行われていたが、1946年1月末に北緯30度以南の旧鹿児島県大島郡と沖縄県が日本から分離された直後、同年2月17日付のSCAP覚書によって、両地域の出身者は旧植民地出身者とともに「非日本人」の一部である「琉球人」として3月18日から帰還希望調査と登録を要求され、故郷への帰還が「非日本人」としての計画的な送還政策のなかに組み込まれた。しかし、「琉球列島」の占領主体である米海軍との調整がつかず、実際

⁸ 沖縄県公文書館所蔵T00002101B、仲村兼信『沖縄警察とともに』（私家版 1983）、78-92頁。ただし、同日付の琉球列島米国軍政府本部指令第16号「住民交通の件」によると、沖縄本島内の夜間交通は各地方警察署発行の夜間通行証を要し、久米島と南北大東島への渡航にも許可証を要するとの規定がある。また、先述の1949年6月制定の琉球諸島軍政府令第1号「刑法並びに訴訟手続法典」においても、「安全違反する地方的罪（沖縄群島）」として沖縄群島における夜間通行の許可制が規定されている。沖縄群島における通行規制の実態については、今後の課題としたい。

⁹ 「取締を強化 離島航路にパス制施行」『うるま新報』1946年9月27日。

¹⁰ 森宣雄『地のなかの革命 沖縄戦後史における存在の解放』（現代企画室 2010）、264-268頁。

に計画的な引揚が行われたのは同年の8月15日からであり、この計画に基づく引揚は同年の12月まで4ヶ月余りにわたって継続され、14万5千人以上の人びとが「本土」から「琉球列島」へと移動した。また計画的な引揚終了以降は1949年3月まで随時送還が行われ、最終的に18万人以上の人びとが「本土」から「琉球列島」へと送還された¹¹。

続いて「琉球列島」からの送還について述べると、日本「本土」への送還は、軍および民間人ともに1945年10月14日から開始されるが¹²、1949年8月12日付の連合軍司令部覚書「琉球より日本への旅行に関する件」によって、「琉球列島」より日本「本土」への渡航が「同情すべき理由」や「その旅行が琉球及び日本の占領軍に裨益する場合」にのみ許可されることが規定され、1949年8月15日以降は一般の送還が停止された¹³。

このように占領下の日本「本土」と「琉球列島」のあいだの送還政策は、おおよそ1949年8月までに完了し、以後は米軍による許可制へと移行することになる。では、米軍当局による許可制はどのような経緯をたどるのだろうか。

1949年6月28日、「敵対行為は終焉し平和にして秩序ある復旧が継続」しているため、単なる戦闘状態に対処するためではなく、より「現在の経済的並に社会的発展」に適合する多様な刑罰や訴訟の手續を要するとの理由から、琉球諸島特別布告第32号「刑法並びに訴訟手續法典」によって先述の「戦時刑法」等が廃止された。また同日には、「刑法並びに訴訟手續法典」という前述の特別布告と同じ題をもつ琉球諸島軍政府布令第1号が制定される。この「刑法並びに訴訟手續法典」は占領当初に発せられた多数の布告の規定を集約していることから「集成刑法」とも称されるが、この布令の規定によって「琉球諸島」への出入管理が琉球軍政府又は極東軍司令官による許可制へと移行することとなった。また、この布令に附随して、「琉球列島」からの出域に関しては、同年10月29日付琉球列島米軍政本部指令第23号「琉球人の日本入国並に旅行に関する手續及び規程」が制定されている。一方、この指令第23号に先立つ8月には、連合軍最高司令部の覚書「日本人の琉球列島への入域及び旅行に関する手續」によって「本土」から「琉球列島」への渡航の手續きが定められている¹⁴。

そして、サンフランシスコ講和条約が発効する1952年4月28日前後には、いくつか制度の変更が加えられている。同年2月2日付で先述の「刑法並びに訴訟手續法典」改定第24号「琉球列島に於ける出入国管制」によって出入管理に関する条項が改められ、「如何なる人」であっても米国民政府民政副長官の指示によって発行される許可なくして「琉球列島」の出入域ができないとされた。一方、日本法令においては、1950年の政令第227号「北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令」による「本土」への渡航制限が、1952年6月12日付外務省渡航課の渡合第906号の各都道府県宛の通牒で廃止された。そのため、米軍は先行の軍政本部指令第23号を廃止して、新たに6月17日付で琉球列島米国民政府指令第12号「琉球人の日本旅行に関する規定及び手續」を定めてい

¹¹ 以上、「本土」からの送還については戸邊秀明『「残留者」が直面した境界の意味 日本占領期在九州沖縄人の声を紡ぐ』黒川みどり編『近代日本の「他者」と向き合う』（部落解放・人権研究所 2010）、228-253頁参照。当該期の送還計画は「引揚」として言及されることが多いが、これらの「引揚」が「占領軍と日本政府の合作による、戻ってくることを許さない『送還』政策」と分離できない過程として実施されたという戸邊の視点に学び、「送還」という語を採用している。戸邊秀明『沖縄史と『マイノリティの歴史』』（ふたたび）出会うとき』『ニューマンライツ』279号（部落解放・人権研究所 2011年6月）、33-36頁も参照のこと。

¹² 浅野豊美「敗戦・引揚と残留・賠償 帝国解体と地域的再編」和田春樹ほか編『岩波講座 東アジア近現代通史 第7巻 アジア諸戦争の時代1945-1960年』（岩波書店、2011年）、71-95頁。

¹³ 「日本への旅行は公用に限り許可 一般引揚帰還は当分停止」『うるま新報』1949年9月20日。なお、この記事では「一般の引揚帰還は次の通知があるまで停止」とあり、「琉球列島」からの送還の終了自体を意味しないが、管見の限りその後再開された事実を確認できないのでこの覚書きをもって送還の終了と判断した。

¹⁴ 沖縄県公文書館所蔵G80003573B、法務局出入管理庁『琉球における出入域管理』（法務局出入管理庁 1968年）、6-16頁。

る¹⁵。

「刑法並びに訴訟手続法典」以降の許可制で留意すべきは、繰り返しとなるが、同布令の第2部第1章で規定されているように、それが「占領軍」と「人」という二項のみを規定したものであり、被占領者側に分割を持ち込む法ではなかったということである。「琉球人」という言葉が複数の制度の名称に登場していても、戸籍などで異なる適用を行うものではなかった。こうした被占領者を一括した出入管理制度が一転するのが、第1次出入管理令にほかならない。この布令によって「非琉球人」とされる者は、既存の出入管理制度から分離され、第1次出入管理令で扱われることになるのである。

なお「琉球住民」に関しては、依然として先述の米国民政府指令第12号「琉球人の日本旅行に関する規定及び手続」が適用されていたが、1955年8月に制定された琉球列島米国民政府布令第147号「琉球住民の日本旅行管理」（後の1960年3月の改正3号で「琉球住民の渡航管理」に改称）によって新たに同布令で管理されることとなった。

以上、第1次出入管理令までの出入管理について要約すると、沖縄群島では戦闘状態の継続として戒厳令的な人の移動管理が継続しつつ、1949年までは「琉球列島」を出来する送還政策が実施されていた。その後、米軍当局による許可制に移行するが、いまだ「琉球住民」と「非琉球人」を制度的に分離することは行われていなかった。そうした占領者以外の人びとを一括する出入管理が一変したのが、1953年1月の第1次出入管理令なのであった。

1 - 2 「外国人」の居住に対する管理について

では、「外国人」の居住管理についてはどのような経緯をたどるのだろうか。結論から先に述べると、出入管理にかかわる側面と同じく、被占領者のなかに「国民」と「外国人」とを区分しない居住管理制度から、第1次出入管理令の成立によって「国民」（「琉球住民」）ではない「外国人」（「非琉球人」）とされた人には特別に「外人登録」が強いられることになるのである。

戦火で戸籍原本も焼きつくされた沖縄群島では、占領当初いかなる身分を公証する証明書も欠如していた。1946年9月になって沖縄民政府から沖縄群島内の各市町村長に「臨時戸籍事務取扱要綱」が発せられ、臨時戸籍という登録制において人口の把握が実施されることとなった。この臨時戸籍とは「身分登録と住民登録」の二つの中心的な機能を持ち、戦火で滅失した戸籍に代って「身分関係の登録及び推定」「配給台帳、人口動態調査」「軍作業の労務提供」の役割を果すものであった。臨時戸籍には本籍と現住所を記載させ、日本国籍の有無や「琉球列島」内に在籍しているか否かを問わず、また沖縄群島に現住するかぎりは戸籍滅失がなかった奄美や宮古・八重山群島在籍者も同様に作成することが定められていた。登録作業は、組・班・区長という地域の有力者が担当した。この臨時戸籍は、1953年11月に制定され翌1954年3月に施行された戸籍整備法において、日本の旧戸籍法を転用した戸籍再製が認定されると沖縄群島在籍者のものは失効することになった。第1次出入管理令において「国民」/「外国人」編制が成立すると、「外国人」に括られた人びとは、このように国籍や戸籍の如何に関わらず調整された臨時戸籍とは別に「外人登録」が義務づけられることになる¹⁶。

ところで、第1次出入管理令による「外人登録」が登場する以前にも、「外国人」の「琉球列島」への居住に焦点をあてた措置が行われていた。米軍と琉球政府の警察局は、送還以外で来島した人が当初の滞在期間を越えて「琉球列島」に居住しようとする場合、あるいは基地建設等の軍関連企業の労働

¹⁵ 出入国管理課 唐真清洪「日琉間の渡航出入国管理について（下）」『琉球新報』1952年7月11日。

¹⁶ 西原諄「戸籍法制の変遷と問題点」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法 - 1945-72年 - 』（東京大学出版会、1975年）、606-610頁。

者として来島した人が契約期限満了後も滞在しようとする場合などに対し、こうした人びとを「外国人」と捉えた上で暫定的な永住許可措置を実施していたのである。これが、1952年7月に実施された警出第556号による永住許可制度である。

1952年7月26日、「一時渡航の許可を得て来島した外国人（日本人を含む）」のうちで「琉球人との結婚あるいは営業上の目的から琉球での永住を希望し許可を出願する者」を対象として、米国民政府移民係と警察局との協議によって「適当なる規則が立法公布される迄の暫定措置」が設けられることが報道された¹⁷。報道によると、その暫定措置とは、申請者が所定の申請書・旅券又はそれに代るべき証明書・居住市町村長の受入承諾書と永住許可副申書・保証人による身元保証書などをそろえて申請し、「素行が善良である事」「独立の生計を営むことができ資産又は技能を有すること」の二つの条件をクリアした上で、民政府副長官によって「その者の永住が琉球利益に合する」ことが認められた場合、永住を許可されるという内容であった。これこそが報道日と内容から考えて、1952年7月27日付の警出第556号を指すとみて支障はないだろう。なお、この警出第556号は、「永住関係願書」が警察局出入管理課の文書であることから、同課の通達を意味すると判断される。次節で詳しく紹介するが、沖縄県公文書館にはこの警出第556号に基づく申請書類綴りが、「永住関係願書」として5簿冊（R00023506B～R00023510B）所蔵されている。

このように、当初の滞在期間を超えて滞在しようとする「外国人」とされた者は、警出第556号によって永住を公式に認められることになった。しかし、この措置において注目すべきは、それまで滞在期間の超過という曖昧な状態で居住しつづけていた人びとが、米国民政府と琉球政府との連携した行政行為を受けることによって、占領体制のなかで法の対象として浮上してきたということである。繰り返すが、1952年7月の時点ではまだ第1次出入管理令は施行されておらず、制度上どのような「外国人」も存在するはずがなかったのである。たとえば1952年2月29日制定の米国民政府布令第68号「琉球政府章典」では、その3条に「琉球住民」が「琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されている自然人」とであると定義されていたが、「琉球住民」ではない人びとの扱いを定義するものではなかった。「琉球人」等の被占領者のなかの「国民」的範疇は、実態としては選挙法など個々の制度に則して規定されていたのである¹⁸。こうした「外国人」を画定する法的根拠がない状況において、ある特定の人びとの居住に対して許可を与えるという政策を遂行することで、既存の法規定を越えて「外国人」なる範疇を暫定的に創出するあり方こそが警出第556号の特徴なのである。この永住許可措置は、第1次出入管理制令による「外人登録」制度が実施されて以降も継続し、永住許可に関する正式な手続である1954年6月の米国民政府指令第5号「永住の許可について」が施行されるまで実施されていた¹⁹。

また他に注目すべきこととして、フィリピンからの労働者を主たる対象として想定された、1952年11月6日付琉球政府の比嘉主席宛に発せられたルイス准将の書簡がある。この書簡は、「外国人の本国への送還(Return of Foreign Nationals to Native Lands)」という題で、超過滞在者の強制的な送還を促す内容であった²⁰。

同書簡では、「雇用を終了した多数のフィリピン人が、原住民の経済圏(native economy)で事業を

¹⁷ 「永住許可特別措置 一時渡航の外国人に」『琉球新報』1952年7月26日。

¹⁸ 拙稿「米軍統治期の沖縄における『外国人』参政権問題 『非琉球人』をめぐる参政権の歴史について」『日本学報』(大阪大学大学院文学研究科日本学研究室 2011.3) 67-84頁。

¹⁹ 琉球政府の出入管理部署が発行した唯一の刊行物と見られる法務局出入管理庁、前掲書では、警出第556号に基づく永住許可申請制度の史実が抜け落ちている。

²⁰ 原文は、沖縄県公文書館所蔵R00165529B「対米国民政府往復文書 発送・受領文書1952年11月～12月」に収録されている。ただし、本書簡に基づく送還の実施状況については、現在のところ不明とせざるをえない。

営むということをお口に残留を試みている」という認識の下、「占領軍またはその代行機関に報酬を得て雇用されている者以外の外国人(foreign nationals)を速やかに本国に送還すべき」という方針が示された。さらに、琉球政府主席が理非曲直によって各事案を裁決すること、また民政官の承認を得た場合にのみ残留が許可されることが示されていた²¹。警出第556号という暫定的な永住許可措置が数ヶ月前に施行されたことを考慮すると、「外国人」の定義もないなか、予定期間を超過あるいは当初の入域目的とは異なる形態で滞在する「外国人」とされた人たちの曖昧な滞在状況が、米軍当局によって問題視されはじめ、そうした人びとを強制送還によって排除する方向性が形を顕わしつつあったのである。

こうした過程において第1次出入管理令は成立し、米軍側の認可を要する「外人登録」制度の登場によって、「非琉球人」とされた人びとのなかから、登録をしない者あるいは登録が認められない者が基本的に強制送還されることになった。これまで「外国人」の管理は、「外国人」の定義が欠落するなかで暫定的な措置において試みられてきたが、第1次出入管理令によって、「非琉球人」の定義が明文化され、また特定の「非琉球人」に対する強制送還という方法が米軍当局にとって法的に正当化されることとなった。

次節においては、「琉球住民」/「非琉球人」編成が確立する過程に位置づけられる警出第556号の申請書の内容を詳しく見て、第1次出入管理令が「非琉球人」とされた人間に与えたインパクトを考察する。

2 警出第556号による「永住関係願書」の分析

本節では、沖縄県公文書館所蔵の警出第556号にもとづく「永住関係願書」(R00023506B～R00023510B、合計5簿冊)の内容を分析していきたい。

まず5簿冊は、二つに分類することが可能である。一つはR00023506B～R00023509Bまでの4簿冊で、「琉球列島」に戸籍をもつか否かを問わず日本に国籍のある者が綴られている。もう一つはR00023510Bの1簿冊で、全て台湾やミクロネシアに在籍する者およびこの者たちと家族を形成する日本国籍者が綴られている。明らかに、日本国籍の有無を基準に区分する姿勢が見られるのである。現時点における筆者の調査では、日本国籍を基準として分けた理由を断定することができないが、警出第556号に基づき永住許可申請を行った台湾籍の女性が、永住許可を認められず「半永住」という不定期間の滞在を許可された1953年9月28日付の琉球政府主席宛の民政副長官文書「琉球列島における永住許可申請(Application for permanent residence in the Ryukyu Islands)」を見ると、そのあたりの事情を窺うことができる(R00023510Bに収録、以下資料コードのみ記載)。同文書において台湾籍の女性は、「琉球列島の地位が決定される時まで」判断できないとの理由で、永住ではなく半永住の許可が下され、「外人登録証」の発行を受けることが要求されている。このことから、1953年1月の第1次出入管理令成立によって「非琉球人」を定義づけた後も「非琉球人」管理の方針が定まらず、日本国籍者とそれ以外の者を場当たり的に区別する措置がとられていたことが推測される²²。

また、日本国籍者を綴った4簿冊に収録された申請者の居住地が全て沖縄あるいは奄美群島居住で

²¹ 日本語訳は、「比島人等の居据り外人 本国に送還せよ」『琉球新報』1952年11月13日による訳出も参照した。

²² 「非琉球人」のなかに日本国籍者とそれ以外の者との区別が設けられた制度としては、後に制定された1954年7月23日付の米国民政府指令第6号「琉球列島への転籍」がある。この指令では、民政副長官の許可制による「転籍」の条件として、永住許可を受けた者であることと日本国籍を持つことの二つが要求された。そのほか1968年に行政主席公選の際、民法で制定または改定された各選挙法で参政権が「日本国民」とされ、日本国籍をもつ「非琉球人」は「在留登録」が強い立場でありながらも参政権を持つことが可能となったが、その一方で日本国籍以外の「非琉球人」は参政権から除外されている。選挙法における「非琉球人」の参政権の変遷については、拙稿、前掲論文を参照。

あるのに対して、日本国籍者以外の者を綴った1簿冊には石垣島在住者のみが収められている。さらに「永住関係願書」中には、警出第556号に基づかない永住許可の陳情等も一部綴られている。日本国籍者の簿冊群なかでは、第1次出入管理令違反に問われて強制送還が確定した「本土」出身者が半年間の特別在住が認められた在留目的変更許可申請が1件だけ混在しているのに対して、日本国籍以外の簿冊では、警出第556号に基づく申請が全23名のうち台湾出身者1名と米国信託統治下のミクロネシア出身の夫婦の合計3名のみで、残り20名が陳情等の方法で永住の申請がなされており、警出第556号以外の措置のほうが圧倒的に多い²³。

次に各簿冊に収録された文書類型を紹介する。警出556号による申請の場合、基本的に申請者1人が1件として取り扱われており、例外として夫婦や親子が同一申請書のなかで併記される場合がある。文書類型も各人によって欠落や追加資料などがあるが、基本的に同内容である。以下に代表的な文書類型を列挙してみよう（【 】内は筆者による捕捉）。

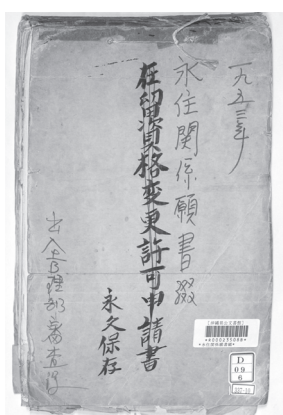


写真1 「永住関係願書」表紙

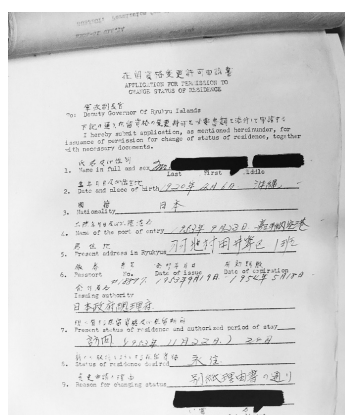


写真2 在留資格変更許可申請書

在留資格変更許可申請書【統一様式。1人につき1件が原則。例外的に夫婦や親子が同一申請書を用いる場合がある】

永住許可副申書【居住市町村長による副申書。様式は不統一。宛先は警察局出入管理課長や琉球政府主席など不統一】

永住許可理由書【申請者による永住希望の理由書。様式は不統一】

受入承諾書【居住市町村長による受入または転入承諾書。各区長による受入承諾が併記される場合がある。様式は不統一】

身元保証書【申請者の身元を保証する者による文書。様式は不統一】

Permission for Change of Status【英文の統一様式。民政府副長官室による琉球政府主席宛の文書で、永住資格を認可する旨が通知されている】

結果カード【警察局出入管理課の回覧文書。統一様式。決裁者印や許可日が記載される】²⁴

以上、注17の新聞報道にあったように、警出第556号の申請者は定められた形式の在留資格変更許

²³ 陳情等の結果は次の通りである。強制送還の確定した「本土」出身者は、約半年間の在留が許可された。一方、石垣市在住の日本国籍者以外の全20名の場合は、半永住の在留資格を有していた台湾籍住民13名がすべて永住許可、不法入国で刑執行の猶予を受けていた一家4名（夫が台湾に籍をもち、妻と子二人が鹿児島市に籍をもつ）は永住が却下され半永住許可、また在留資格が「免許業者及び特許業者」等の者3名は永住が不許可とされるが、1年間以内の滞在や半永住が認められている。

²⁴ 本文中で列挙した文書類型のほかに、軍工関係の契約で来島した労働者が永住を申請する場合に必要とされる、請負企業による解職証明書等が添付されている場合がある。

可申請書と居住市町村長による副申書等を揃えて申請を行わなければならなかった。市町村長さらには区長による「受入承諾」を要求する点など、末端レベルに至るまでの管理を要求していること、また何よりも許可を民政副長官の権限とすることから、あくまでも占領者である米国側が全体を統御しながら、住民側の行政機関（とくに琉球政府警察局出入管理課）の協力のもと、この永住許可申請措置が実施されていたことがわかるだろう。

なお、沖縄県公文書館で保管されている5簿冊中には宮古群島在住者の申請がなく、八重山群島在住者についても日本国籍のない者およびその家族以外の申請は皆無である。警出第556号による申請書類の存在が他に予想されるが、この「永住関係願書」中に奄美群島在住者の申請書も綴じられているので、同文書が日本国籍者のうち沖縄群島在住者のみを扱った文書というわけではない。さしあたり、沖縄県公文書館所蔵資料が警出第556号の永住許可申請文書の全体を網羅しているのか否かについては、現在のところ不明とせざるをえない。以下では、警出第556号に基づく永住許可申請を行った全191名についてリスト化を行った結果に依拠しつつ、「琉球住民」/「非琉球人」という主体が編制されていく過程の一側面を描いていくことにしたい²⁵。

2-1 誰が永住申請を行ったのか？

まず警出第556号に基づく永住許可申請を行った人びとのすがたについて、表3を参照しながら、その国籍・戸籍・出生地から探してみたい。

表3 国籍・本籍地・出生地別による永住許可申請者数

国籍別	国籍別小計	本籍(国籍)別(注2)		出生地					総計
		本籍(国籍)別(注2)	本籍別小計	沖縄	奄美	本土	その他	不明	
日本(注1)	188	沖縄	113	92	1	9	1(台湾)	10	191
		奄美	3	0	2	1	0	0	
		本土	64	29	2	30	1(台湾)	2	
		不明	8	4	0	3	1(ブラジル)	0	
		小計	188	125	5	43	3	12	
日本以外	3	台湾	1	0	0	0	1(台湾)	0	※(注3)
		ミクロネシア	2	0	0	0	2(ボナベ島)	0	
		小計	3	0	0	0	3	0	
		出生地別小計		125	5	43	6	12	

注1 「国籍」の「日本」には、申請書中の「日本」「大日本国」「Japan」「沖縄」「琉球」「沖縄県前原地区美里村」等を包含した。

注2 日本国籍は本籍別に、日本国籍以外は国または地域別に記載(以下の表でも同様)。

注3 「琉球列島」(沖縄県と鹿児島県大島郡)に在籍で永住を許可された者は、第1次出入管理令では「琉球住民」に包摂される。

表3に明らかなように、警出第556号の主たる申請者は圧倒的多数が日本国籍者だが、とりわけ沖縄生まれの沖縄籍者が92名と全体の半数近くを占め、最も多い。「本土」籍や戸籍不明者も含めると沖縄出生者は125名で、全体の約65%にもものぼる。1953年1月に第1次出入管理令が制定された際、主に「外国人」として管理の対象になったのは、基地建設工事などで1950年から来島した「本土」からの労働者たちであった²⁶。しかし、永住許可申請の場合、「琉球列島」との深い関係性を有している者が申請者となるだろうことから、沖縄生まれで沖縄籍の人物こそがこの措置の主要な対象者だったのである。

次に、永住許可申請者の「琉球列島」に来島する前の居住国および本籍地(国籍)と出生地を組み

²⁵ リスト化にあたっては、「永住関係願書」から先述の警出第556号以外の文書をのぞき、また在留資格変更許可申請書に記載のない子ども4名は省略した。また、利用者が閲覧できない個人情報については議論に反映させていない。

²⁶ 注5に同じ。

合わせた表4を見ていきたい。

前居住国を見ると圧倒的に日本が多く、全191名中の90%近くにあたる167名が「本土」から来島している。日本「本土」からの来島者の場合、167名のうち沖縄生まれが106名と60%以上を占めるが、また「本土」出生者も44名と約25%を占めている。一方、ブラジルやハワイといった日本以外からの来島者の場合、ブラジル生れと出生地不明の2名をのぞき全員が沖縄出生者である。以上から、日本「本土」からの場合、沖縄生れの人びとが高い割合であることに変わりはないが、奄美や「本土」生れなどの多様な出自の人びとも「琉球列島」にやって来て永住を求めていることがわかる。一方、日本以外からの場合、全てが引揚者とその家族だと考えられる。なお「本土」出生者のうちには、沖縄出身者と婚姻した女性、沖縄出生者の子、奄美出生者の子、さらに戦前那覇で成長した「本土」系住民なども含まれている。

表4 前居住地別の申請者数

前居住国	小計	本籍(国籍)地		出生地					合計	
		本籍(国籍)地小計	沖縄	奄美	本土	その他	不明			
日本	167	沖縄	97	77	1	9	1(台湾)	9	191	
		奄美	3	0	2	1	0	0		
		本土	64	29	2	30	1(台湾)	2		
		本籍不明	3	0	0	3	0	0		
		小計	167	106	5	43	2	11		
日本以外	ブラジル	12	沖縄	9	9	0	0	0		0
		本籍不明	3	2	0	0	1(ブラジル)	0		
	ハワイ	7	沖縄	6	6	0	0	0		0
		本籍不明	1	1	0	0	0	0		
	その他(注2)	2	沖縄	1	0	0	0	0		1
		本籍不明	1	1	0	0	0	0		
	小計	21	小計	21	19	0	0	1		1
不明	3	台湾	1	0	0	0	1(台湾)	0		
		ミクロネシア	2	0	0	0	2(ポナペ島)	0		
		小計	3	0	0	0	3	0		
出生地小計				125	5	43	6	12		

(注1)前居住地のうち上位三都府県は、鹿児島(29)、大阪(21)、東京(19)で、以下に熊本(9)、兵庫(9)が続く。

(注2)前居住地が日本以外の「その他」2名は、出生地不明の沖縄籍者が合衆国カリフォルニア州1名で、沖縄生れで戸籍不明者がキューバ1名である。

では、申請者は「琉球列島」のどこに生活の場を定めようとしたのだろうか。次の表5は、「琉球列島」における群島別の現住地と本籍地・出生地別の申請者をあらすものである。

表5 「琉球列島」における居住地別申請者数

群島別	群島別小計	市町村別	居住地小計	本籍(国籍)		出生地					合計
				本籍(国籍)小計	沖縄	奄美	本土	その他	不明		
沖縄群島	186	那覇市	85	沖縄	40	31	1	2	0	6	
				奄美	2	0	2	0	0		
				本土	41	18	1	21	1(台湾)	0	
				日本(戸籍不明)	2	0	0	2	0	0	
				小計	85	49	4	25	1	6	
		真和志市	20	沖縄	10	9	0	1	0	0	
				奄美	0	0	0	0	0	0	
				本土	9	3	0	5	0	1	
				日本(戸籍不明)	1	0	0	1	0	0	
				小計	20	12	0	7	0	1	
		その他(注1)	81	沖縄	63	52	0	6	1(台湾)	4	
				奄美	0	0	0	0	0	0	
				本土	14	8	0	4	0	1	
日本(戸籍不明)	5			4	0	0	1(ブラジル)	0			
小計	81			64	0	10	2	5			
奄美群島	2	名瀬市	2	奄美	1	0	0	1	0	0	
				本土	1	0	1	0	0	0	
				小計	2	0	1	1	0	0	
宮古群島	0	なし	0	0	0	0	0	0	0		
八重山群島	3	石垣市	3	ミクロネシア	2	0	0	0	2(ポナペ島)	0	
				台湾	1	0	0	0	1(台湾)	0	
				小計	3	0	0	0	3	0	
				出生地小計	125	5	43	6	12		

(注1)申請者が10名以下の29市町村を「その他」とした。以下、名護町(8)、石川市・首里市・読谷村(6)、具志川村[本島]・本部村(5)が続く。

まず、191名中186名までが沖縄群島で暮らしており、沖縄群島に集中していることが指摘できる。また沖縄群島では全て沖縄本島に在住しており、さらにその半数近くが那覇市に集中し、那覇市に次ぐ真和志市と両市を合わせると105名にもおよび、全申請者の半数以上を占める。両市に在住する永住許可申請者の特徴は、「本土」出生者が沖縄出生者の半数近く存在していることである。その中には戦後仕事で来島した者や沖縄出生者の子、あるいは戦前那覇で成育した「本土」系住民等が含まれる。一方、那覇や真和志以外の地域の在住者では事情が異なり、81名中80%近くを占める64名までの圧倒的多数が沖縄出生者であり、「本土」出生者は11名と沖縄出生者の6分の1程度にとどまる。すなわち、那覇や真和志といった限られた都市部には、戦前に居住していた者が基本的に多いなか、戦後新たに来島した者が集中し、他方、それ以外の地域には引揚者やその子が永住する傾向が顕著であった。そのほか奄美群島の名瀬市と八重山群島の石垣市にごく少数の申請者がいたが、宮古群島には全くいなかった。

またさらに、申請者が永住を希望するに至る多様な背景を、来島理由と申請者の出生地および永住理由を組み合わせた以下の表6によってより具体的に見ていきたい。

表6 来島理由別の申請者数

来島理由	小計	出生地(国)別		永住理由						合計
		小計	家族同居/扶養等	就業	帰郷/郷土復興	財産管理/家督相続	その他(注2)	不明		
面会/墓参/帰郷/財産管理/婚姻	152	沖縄	105	59	6	28	11	1	0	191
		奄美	2	1	0	0	1	0	0	
		本土	32	27	3	1	1	0	0	
		その他(注3)	3	3	0	0	0	0	0	
		不明(全て沖縄籍)	10	7	0	1	2	0	0	
	小計	152	97	9	30	15	1	0		
商業	19	沖縄	8	4	3	0	1	0	0	
		奄美	3	0	3	0	0	0	0	
		本土	8	1	7	0	0	0	0	
		小計	19	5	13	0	1	0	0	
建設工事	9	沖縄	6	4	0	2	0	0	0	
		奄美	0	0	0	0	0	0	0	
		本土	3	2	1	0	0	0	0	
		小計	9	6	1	2	0	0	0	
その他(注1)	8	沖縄	6	0	1	0	0	5	0	
		奄美	0	0	0	0	0	0	0	
		本土	1	1	0	0	0	0	0	
		台湾(注4)	1	1	0	0	0	0	0	
		小計	8	2	1	0	0	5	0	
不明	3	沖縄	1	0	0	0	0	0	1	
		ミクロネシア	2	0	2	0	0	0	0	
		小計	3	0	2	0	0	0	1	
合計	191	永住理由小計	110	26	32	16	6	1		

(注1)来島理由の「その他」には、芸能、相撲大会参加、密航などが含まれる。(注2)永住理由の「その他」には、芸能精進、療養等が含まれる。
 (注3)台湾生れ2名とブラジル生れ1名。全て沖縄出身者と思われる。(注4)台湾籍1名

上記の表6における「来島理由」とは、申請者が記した永住希望理由書等から判断して筆者が分類を行った区分である²⁷。家族・親族・知友との面会や財産管理など、すでに構築された人間関係等を前提にしている者の来島理由を「面会/墓参/帰郷/財産管理/婚姻」として一括し、その他、貿易などに携わる者を「商業」に、軍工事など米軍の請負業の一員として来島した者を「建設工事」とし

²⁷ 在留資格変更許可申請書には、来島理由をある程度明らかにする項目として「現に有する在留資格」があるが、当該項目には記入漏れも多く、またあくまでも「琉球列島」入域時の資格を現すものであり、一番多い「一時訪問」などでは来島理由の把握が困難なため理由書を判断材料とした。なお、「現に有する在留資格」が「建設工事」「契約」の者だけは、いわゆる日本土建業者の請負労働者として来島した者であり、「来島理由」の「建設工事」と一致させている。

て表示し、芸能研鑽・相撲大会への参加・密航などを「その他」としてまとめている。また、表の「永住理由」も同様に筆者が理由書から判断した区分である。「家族同居／扶養等」とは家族や親族との同居を前提とする理由で、「就業」は就職や起業のため、「帰郷／郷土復興」は家族等との同居が不明確だが永住自体を目的とする引揚に相当すると思われるもの、「財産管理／家督相続」は家族等の同居が前提ではなく土地整理や家督相続を行うためのもの、「その他」には琉球芸能の技術向上などが含まれる。以下では、「来島理由」ごとにその特徴を摘記していきたい。

「面会／墓参／帰郷／財産管理／婚姻」は152名と全体の約80%を占め、その永住理由の大半が「家族同居／扶養／看病等」あるいは「帰郷／郷土復興」といった家族や親族とともに生活するか、あるいは出身地への帰還となっており、事実上の引揚とみていいだろう。このなかには、沖縄か他府県に移籍した者かを問わず沖縄出生者が多く、また「本土」で生れた子ども含まれている。また理由書の文面から判断するかぎり、戦前から沖縄で暮らす「本土」系住民が10名程度存在している。例えば、60年前の祖父の代から旅館業を営んでいたと言う1910年岡山県生れで沖縄籍の男性は、「今次戦争の爲め日本本土へ疎開致しました。（中略）当地は私の本籍地であり知友の方々も多く此の際永住の上以前の業務を継続致しました。微力乍ら郷土復興に協力致したいと思っております」と記している（R00023506B）。そのほか、ここで特記すべきこととして、沖縄戦によって一家全滅し、「一家の再興」のために永住を申請する事例がある。1921年、宜野湾に生れ同地に籍をもつ男性は、「今次戦災により一家全員死亡し当家の三男として其の再興の責にありますので、日本より渡航の際は一時渡航で来沖しましたが、永住しつつ一家の再興を計り度所存」と語っている（R00023507B）。

このように「面会／墓参／帰郷／財産管理／婚姻」を来島理由とした者は、ほとんどが引揚と云う形態で来島して永住を求めているが、こうした人びとについてはそのルーツに係らず、疎開や一家全滅など沖縄戦の影が色濃く漂っている。

つぎに「商業」で来島した者について見ると、すべて沖縄本島に居住しており、沖縄出生者では「家族同居／扶養等」のため永住申請するものが多く、奄美と「本土」出生者では大半が「職業」上の理由で永住を求めている。このことから、沖縄出生者については「商業」で来島した者も引揚の要素が強く、一方、奄美や「本土」出生者については、沖縄本島に仕事のため来てそのまま永住を求める傾向にある。

「建設工事」で来島した者は、当時「ジャパニー」とも言われた工事作業員たちのことで、軍関係の職業に従事している期間だけ「琉球列島」への滞在を許されており、契約を終えれば帰還しなければならなかった。この「ジャパニー」たちが第1次出入管理令における「外人登録」の主対象であったことは先述の通りだが、大半が予定通り帰還したと思われる。しかし、申請者の姿から見えてくるのは、少なくない沖縄生まれの者が「建設工事」作業員として来島し、永住を求めている事実である。また、「本土」出生者であっても、地元の女性と結婚して永住を求める者がいることがわかる（R00023509B）。通常、「ジャパニー」はカンパン²⁸などに集住させられて住民と分離する傾向にあったが、沖縄出生者だけではなく「本土」出生者でも住民社会のなかへ移行するパターンが存在していたようだ。

「その他」として、相撲大会に参加するために来島した沖縄出生者が地元に残る事例（R00023508B）や、大阪から芸能の研究と興行のため来島した「私達は元来沖縄人」と語る5名が、

²⁸ 米軍施設内の基地従業員宿舎のこと。沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典 上巻』（沖縄タイムス社、1983年）807頁の「カンパン」（船越義彰執筆）の項目を参照。

さらなる芸能の向上ために永住申請する事例（R00023509B）などがある。また、沖縄・奄美・「本土」の人間だけではなく、台湾籍の女性が永住を求める事例、およびミクロネシアのポナペ島出身で1946年に上陸した男女が「二ヵ年余りは人につかわれて居りましたが苦に苦を重ねて今日では少々の田を求め生活には不自由しません。今後尚一層当地で働く積り」と語り、永住を申請する事例などがある（ともにR00023510B）。

このように警出第556号による永住許可申請者の姿を整理すると、多様な背景を持つ人が「外国人」として対象化され、永住申請という制度のなかに登場するのだが、全体として戸籍に関わらず沖縄に生れた者が大多数であり、米軍を主体とする送還政策が終わってから沖縄に引揚げようとする者がこの永住許可申請を行ったことが分かる。また、「本土」出生者では、親に連れられて引揚げた子ども以外に、戦後新たに来島した者あるいは戦前から沖縄に暮らす者も少なからず存在していたが、そうした人びとは那覇や真和志等の都市部に集中していたのであった。

2 - 2 第1次出入管理令成立のインパクト

ところで、警出第556号による永住許可措置は超過滞在を罰するためのものではなく、あくまでも予定期間を過ぎて滞在する申請者に永住許可を認めるものであり、滞在自体を非合法化するものではなかった。1節でふれたフィリピンからの軍関係労働者を主対象とする送還措置の書簡がわざわざ出されたのも、曖昧な「外国人」の滞在に介入する制度を、この時点で米軍側が持たなかったからだろう。しかし、第1次出入管理令による「外人登録」の制度化によって、戦後送還以外で入域した者のうち、永住許可を認められた「琉球列島」在籍でない者はすべて「外人登録」を強いられることになったが、この「外人登録」のためには臨時戸籍の調整や在留資格が必要であった。第1次出入管理令成立以降、警出第556号で永住資格を得た人びとは、新規に入域した者や「本土」からの軍工事労働者と同様、「外人登録」を義務づけられる「非琉球人」と、「琉球住民」になる「琉球列島」在籍者とは分割されるのである²⁹。「永住関係願書」中には、この「外人登録」への対処のために永住許可申請を行う者の姿が散見される。ここでは、永住申請の結果をまず申請結果と本籍地・出生地を組み合わせた表7で確認し、「永住関係願書」を通して第1次出入管理令成立のインパクトを見ることにしたい。

表7によると、191名中186名が許可となっており、基本的に書類を整えることさえ出来れば申請すると許可を獲得することのできる措置であったと考えられる。しかし、永住許可を求めるといふ行為そのものが、申請者にとっては「琉球列島」で生きるために米軍当局の許可を得なければならないという事実を表しており、「外国人」とされた者を管理するための制度であったことは強調してもし過ぎることはいないだろう。

申請結果別に摘記すると、すでに繰り返したように、「永住許可」を受けた沖縄と奄美籍者は第1次出入管理令では「琉球住民」になり、それ以外は「非琉球人」に包摂される。また、「半永住」は石垣市在住の台湾籍女性であり、本節の冒頭で触れた事例であるので繰り返さない。「却下」とは、申請者自身が「琉球列島」から出域したために申請を取り下げたものである。

既述のように、第1次出入管理令による「外人登録」のため、申請者にとって永住許可取得の切実さが増した。例えば、1951年12月に占領期の日本（横浜）からGHQ SCAP発行の90日間の許可証を

²⁹ 「はじめに」で触れたように、奄美群島が返還された結果、1954年2月に制定された第2次出入管理令では、現在の沖縄県に戸籍をおく者は一律に「琉球住民」へと包摂されることになった。しかし、本措置による永住許可は1954年2月以降も沖縄籍者に対して交付されており、「琉球住民」という「国民」的主体になるべき人物に対して、「外国人」のための永住許可を与えるという混乱した手続きが行われている（R00023509B）。

もって入域した1880年生れの男性は、滞在中に病気になり日本への帰還の意志を喪失し予定期間を超過して滞在していたが、「今日迄其の届出を怠りました事は誠に申訳け[ママ]ない次第であります」と記し、1953年1月22日付で永住申請を行っている（R00023508B）。この男性は沖縄生れの沖縄籍なので、結果的には「琉球住民」になったと考えられる。しかし、この老人の言葉からは、第1次出入管理令の制定によって「外人登録」の網が、出生地と本籍地が沖縄の人間に対してもかけられていく緊迫した状況が浮かび上がる。ここでは、二人の「本土」生れかつ「本土」籍の人物を取り上げ、断片的ではあるが第1次出入管理令のインパクトを考察したい。一人は「本土」から密航して「外人登録」のために永住申請した者であり、もう一人は本節の注23でふれた男性である。後者は、警出第556号による永住資格申請者ではないが、強制送還までの約半年間の特別在留を求めた彼の在留目的変更許可申請書が「永住関係願書」に収められている。

まず、1946年11月に密航で入域しそのまま非正規に滞在していた人物が、許可になった例を見よう。

表7 申請結果別の申請者数

結果	小計	本籍地(国籍)別		出生地別					合計	
		本籍(国籍)小計	沖繩	奄美	本土	その他	不明			
許可	186	沖繩	112	91	1	9	1(台湾)	10	191	
		奄美	2	0	1	1	0	0		
		本土	64	29	2	30	1(台湾)	2		
		日本(戸籍不明)	8	4	0	3	1(ブラジル)	0		
半永住(注2)	1	台湾	1	0	0	0	1(台湾)	0		
却下(申請取下げ)	2	沖繩	1	1	0	0	0	0		
		奄美	1	0	1	0	0	0		
不明	2	ミクロネシア	2	0	0	0	2(ポナペ島)	0		
		出生地別小計		125	5	43	6	12		

(注1) 永住許可を認可された者のうち、第1次出入管理令によって沖縄と奄美在籍者は「琉球列島居住者」に包摂される。

(注2) 永住申請は認められず、不許可で半永住に。

この人物は、奄美大島に単身で「不法入国」し、申請時には妻子とともに沖縄本島に在住していた者だが、警察局出入管理課長に宛てた「理由書」のなかで次のように記している（R00023509B）。

今回実施された外人登録に籍が無い為手続きが出来ず送還となれば妻子の生活に影響しますので民政副長官殿に当沖縄永住許可を歎願致しました処此の度許可になりました。故永住許可証明書を戴きたくお願いする次第で御座居ます 終

彼にとって永住許可申請とは、何よりも「送還」を怖れて「外人登録」を行うために必要な手続きなのである。彼の申請文書中には、居住地の首長による永住許可副申書と受入承諾書、そして勤務先社長の身元保証書が添付されており、彼の申請は1953年4月に「許可」されている。このことから密航で入域した曖昧な滞在状況が発覚しても、即強制送還のではなく、永住許可を得て「外人登録」が可能となるケースがあることがわかる。

ところで、同時期に似たような事例が新聞紙上に掲載されており、この男性の例と対照させることで、より第1次出入管理令成立のインパクトが浮上すると思われる。記事では、1946年に「不法」と知らずに入域、その後結婚して子をもうけた「本土」籍の男性が、「外人登録令のもたらす一悲劇」を被った「一日本人」として描かれている。記事中の男性は「不法入国」のため正規の「外人登録」

ができず、「送還となれば妻子の生活に影響を与える」として、警察局の副申書を添えて米国民政府に永住許可を求めているという。注目すべきは、記事中の「なお警察の副申によると、不法入国に対する公訴は時効にかかっている」という部分である³⁰。ここから次のことが明らかになる。それは、これまでも「戦時刑法」や「刑法並びに訴訟手続法典」によって、米軍当局の許可を得ない出入域に関しては「罪」として取り締まりの対象であったが、それが時効になった場合、非正規滞在であっても法令上「罪」として扱われることはなかったのである。それが第1次出入管理令によって「外人登録」ができない者は、それまでも存在した単なる非正規滞在という曖昧な状況から明確に「罪」を構成することになり、強制送還の対象になったのだ。すなわち、米軍が許認可権をもつ「外人登録」という制度が成立したことで、非正規滞在の状況にある「外国人」とされた人びとを、既存の法令では扱うことができなかった強制送還の対象とすることが可能になったのである。これは前節で確認したように、第1次出入管理令以前では、非正規滞在の強制送還は超法規的な措置として、書簡等を通して行うことが目指されていたが、本布令の登場によって米軍当局が安定的に強制送還を実施することが可能となったのである。ここに、米軍にとっての第1次出入管理令の意義の中心が存在すると言いうるだろう。

次に、「永住関係願書」に収められている、強制送還の確定した男性の事例を見ることで、より詳しく第1次出入管理令成立の意義を見ていきたい。

この人物は、1928年神奈川県生れで同県に在籍、軍工事の作業員として来沖した後、第1次出入管理令の「外人登録」違反で逮捕された男性である。添付された供述調書等からは次の事情が伺われる。1951年7月に「契約」で正規入域し、いわゆる「ジャパニー」として建設工事に従事していたが、1952年1月よりカンパンを出て下宿生活をするようになった。しかし、現場の班長から「下宿生活しておる者は帰せよ」（は判読不能）と言われ、嫌気がさして建設現場から離れ百姓などを行っていた。しばらくして隣に暮らす女性と内縁関係になり、顔見知りの商店から掛けで商品を購入し、彼女に生活物資を援助していたが、やがて内縁の妻とその連れ子と同居を始めてからは家賃や生活費等で借金が益々かさむようになった。さらに建設現場の友人が強制送還され、その友人の借金まで背負うことになる。前記の商店で使役もしたが、いまだに借金が残っているので沖縄の建築会社で「土工」として働いていたところ、1953年9月に第1次出入管理令の第6章「外人登録」違反（雇用機関連更の際の再登録義務）で逮捕され拘禁された。出入管理課長名の添付文書によると、一度、民政副長官より同年10月に自費送還とされたが、特別に事情を考慮された模様で、在留目的変更許可申請書³¹を提出した上で1954年4月までは滞在が許可され、行政処分による退去強制と手数料も免除されることになった。供述調書には、「先ず借金を返してから余裕があれば内縁の妻と連れ子を内地に連れて行きたい」という本人の希望が記されている（R00023506B）。

以上の二人の事例から見てくる第1次出入管理令成立のインパクトとは、どのようなものだろうか。一方は、密航で入域し、非正規だが法的に「罪」ではないという曖昧な滞在状況にあった者が、「外人登録」を行うために永住許可を求め、それが認められた。もう一方は、基地建設労働者として正規に入域していたが、「外人登録」違反の結果、本人の望まぬかたちで送還されることが確定した。後者の強制送還の事例は、一人の人間が沖縄で生きていくための土台そのものを奪い去るという第1次出入管理令の冷酷な姿を端的に現したものにほかならない。ところで、強制送還に関して、両者の

³⁰ 「外人登録の悲劇 沖縄に永住許可申請」『琉球新報』1952年4月7日。

³¹ 警出第556号の在留資格変更申請書の「資格」を「目的」に修正した様式。

明暗が分かれたのは、いかなる要因が考えられるだろうか。前者の申請書に勤務先の社長による身分証明書が添付されていたのとは対照的に、後者は借金を抱え貧困状態であることがその供述調書から明らかである。この2例だけからの推量となるが、両者の明暗を分けたのは、その経済状況であったと考えられる。つまり、「非琉球人」とされた者に対して「外人登録」を義務付けた第1次出入管理令のインパクトは、貧困層などのより周縁的な位置に存する「非琉球人」にこそ強烈に押し掛かったのである。このように、第1次出入管理令は、被占領者のなかに「琉球住民」と「非琉球人」という分断を制度化しただけでなく、「非琉球人」のあいだにも経済的な階層などで分断をつくりだすものであったのだ。

「永住関係願書」に収められた文書の束から垣間見える第1次出入管理令成立のインパクトとは、第一に、「外国人」（「非琉球人」）とされた人間にとっては、「外人登録」をクリアすることが強制送還から逃れて「琉球列島」で生きるという物理的条件を可能にするために死活問題となったということであった。また第二に、米軍当局が拒否権をにぎり、琉球政府が窓口となった永住許可措置や「外人登録」の存在によって、「非琉球人」が「自発的」に法の網に入るような趨勢が構築されたという事実であった。

おわりに

これまで米軍統治期の「琉球列島」における「国民」/「外国人」という主体が構築されるあり方について、第1次出入管理令成立前後までの出入管理と「外国人」とされた人たちの居住に関する管理という二つの側面からたどり直し、警出第556号に基づく永住許可申請書を綴った「永住許可願書」の分析を行った。この永住許可に関する暫定措置によって、米軍を中心に実施された「本土」から「琉球列島」への送還政策以降に来島した人々に対して、はじめて当初の滞在予定期間を超えて滞在することが公式に認められるようになった。しかし、この措置は申請者に利便を供するものにとらえるべきではなく、むしろ、滞在許可期間を超過して「琉球列島」に在住するという曖昧な状況に対して、米軍当局が琉球政府を協力させながら権力を行使し始めたという点にこそ着目すべきだろう。第1次出入管理令が施行されることによって、送還政策以外で入域した人びとのうち、永住許可を取得した者でも「琉球列島」に在籍しないかぎり強制送還をとまなう「外人登録」が強いられることになった。そして、警出第556号は「外人登録」をするための在留資格取得や、「琉球列島」在籍者が被占領者のなかの「国民」としての「琉球住民」になるためのツールの一つへと変成したのである。

永住を求める「外国人」に対する措置として始められた警出第556号への申請者の大半が沖縄生まれで沖縄籍者であったことからわかるように、「国民」/「外国人」すなわち「琉球住民」/「非琉球人」という主体の編制は、その両者の区分が自明のものではなく不安定なものであることを示している。第1次出入管理令成立前後に実施された、警出第556号などの暫定的な「外国人」管理制度に着目し、被占領者のなかから「国民」と「外国人」とが徐々に構成されていく過程の一側面を明らかにすることで、米軍が被占領者の主体をどのように再編しつつ、自らを住民社会から分離させていくのかという、米軍統治の根幹に関わる問いに接近しうると考えられる。

表2 「琉球列島」における「外国人」管理に関する年表 (1945-55) 注1

年	出入管理	居住に対する管理	備考
1945年	・通行の全面禁止(45.4、海軍軍政布告第1号「戦時刑法」)		
1946年	・マ司令部指令により「朝鮮人、中国人、台湾人、琉球人」の帰還意志調査と登録(46.3) ・「日本」から「琉球列島」への送還開始(46.8) ・各群島間の移動が民政府許可制へ(46.9)	・沖縄群島のみ「臨時戸籍事務取扱要綱」(46.9)	
1948年	・沖縄本島の民間地域の通行自由化(48.3、特別布告第27号)		
1949年	・「日本」から「琉球列島」への送還終了(49.3) ・「戦時刑法」等の戒厳令的法令を廃止(49.6軍政府布令第1号「刑法並びに訴訟手続法典」) ・「琉球列島」から「日本」への送還停止(49.8) ・「日本」から「琉球列島」への旅行規程(49.8、連合国最高司令部覚書「日本人の琉球列島への入域及び旅行に関する手続」) ・「琉球列島」から「日本」への旅行規定(49.10、軍政本部指令第23号「琉球人の日本入国並びに旅行に関する手続及び規程」)		
1950年	・群島間の渡航自由化(50.3、軍政府布令第2号「海運規則」) ・「琉球列島」から「日本」への密航者に強制送還措置令(50.7、政令第227号「南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令」)	・「日本人土建業者」が「労務者」を連れて初来沖(50.5)	
1952年	・「琉球列島」の出入域が民政副長官の許可制へ(52.2、軍政府布令第1号「刑法並びに訴訟手続法典」改正24号「琉球列島に於ける出入国管制」) ・「琉球列島」から「日本」への新たな旅行規程(52.6、民政府指令第12号「琉球人の日本旅行に関する規定及び手続」) ・講和条約成立による「琉球」から「日本」へ入域制限撤廃を確認(52.6、外務省渡航課の渡合第906号)	・永住希望の「外国人」のための永住許可申請制度開始(52.7、警出第556号) ・ルイス民政官により雇用終了の「比島人」の主席宛強制送還書簡(52.11)	・「琉球住民」が戸籍で定義(52.2、民政府布令第68号「琉球政府章典」) ・琉球政府設立(52.4) ・講和条約発効(52.4)
1953年	・第1次出入管理令(53.1、民政府布令第93号「琉球列島出入管理令」制定)	・第1次出入管理令(53.1、民政府布令第93号「琉球列島出入管理令」制定) ・「戸籍整備法」公布(53.11、民立法) ・奄美籍者に「外人登録」制定(民政府指令15号「奄美・島に戸籍を有する者の臨時登録」53.12)	※第1次出入管理令の成立により、出入管理が「琉球住民」と「非琉球人」とで分離し、「外人登録」の開始。 ※奄美群島が施政権返還(53.12)
1954年	・第2次出入管理令(民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」制定、54.2)	・第2次出入管理令(民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」制定、54.2) ・「永住許可について」(54.6、民政府指令第5号) ・「琉球列島への転籍」(54.7、民政府指令第6号)	※第2次出入管理令によって、沖縄籍者は全て「琉球住民」になる。
1955年	・軍政府布令第1号「刑法並びに訴訟手続法典」が改廃され、新たな布令刑法へ(民政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」) ・「琉球住民」用の「日本」への旅行規定(民政府布令第147号「琉球住民の日本旅行管理」制定、55.8)		

(注1) 太字強調は、特に「非琉球人」管理に関するもの